

徳島市ふるさと納税 PR 業務公募型プロポーザル実施要領

徳島市ふるさと納税 PR 業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本要領は、専門的な知識及び技術を要する本業務について、徳島市と契約を締結する相手方を決定するために行う本プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

第2 業務概要

1 業務名

徳島市ふるさと納税 PR 業務

2 業務の目的

WEB 広告等の活用により、徳島市ふるさと納税の魅力・認知度を高めるプロモーションを行い、その効果について分析・検証するなど、効果的な PR 戦略を展開することにより、徳島市の寄附実績向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

本業務の内容は、「徳島市ふるさと納税 PR 業務 要求水準書（以下「要求水準書」という。）」に示すとおりとする。

5 提案限度価格

5,358,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 提案限度価格を超える提案については無効とする。

※ 令和 7 年度の寄附額として 8.6 億円を見込んでいるが、寄附額が 8.6 億円を超過した場合は追加予算を措置し、要求水準書に示す業務の拡充を依頼する可能性がある。

第3 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地（市役所本館 10 階）

徳島市企画政策部企画政策課 ふるさと納税担当

電話 088-621-5085

電子メール kikaku_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 徳島市の物品・役務関係の登録業者名簿に登録された者又は、登録されていない法人で、納税証明書、登記事項証明書等の書類を提出し、市長が参加を認めた者であること。
- (2) 直近3年以内に他自治体で類似業務の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- (5) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 直近3年以内における類似業務の受託実績を確認できる書類
- ウ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- オ 法人市民税及び固定資産税の納税証明書（本市の課税事業者のみ）
- カ 直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）

※ ウ～オの書類は発行日から3カ月以内のものであること。

※ 徳島市の物品・役務関係の登録業者名簿に登録された者はウ～カを省略可。

- (2) 提出期限 令和7年4月21日（月曜日） 午後5時
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年4月23日（水曜日）まで

に、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者には、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者には、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年4月28日（月曜日） 午後5時

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、要求水準書及び評価基準書を踏まえ、次の事項について提案すること。

なお、図表等を用いることなどにより、提案者のノウハウやオリジナル企画などの特色が分かりやすいものとする。

企画概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的なふるさと納税のトレンドや国の募集適正基準に対する認識など、提案を行うに当たっての基本認識や全体コンセプトを記載すること。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる担当スタッフの氏名や職名、経歴のほか、参考となる専門資格等を有している場合は、その旨を記載すること。 ● 担当スタッフが不在の場合におけるバックアップ体制を記載すること。
PR 戦略	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的なふるさと納税のトレンドや本市のふるさと納税の現状を踏まえて、どのようなターゲットに、どの返礼品を、どのような手法でPRすることが効果的と考えているか、具体的に記載すること。 ● 提案したPR戦略に応じて、投下する予定の広告費を記載すること。なお、参考見積書の額と相違がないよう留意すること。 ● 寄附者の消費行動や返礼品の特性なども踏まえ、最もPR効果が高いと考えられるスケジュールを記載すること。 <p>※ 略語や専門用語など、審査員が理解しかねる可能性のある用語を用いる場合は、用語集を用意すること。用語集は提案書のページ数に含まない。</p>
効果測定	<ul style="list-style-type: none"> ● PR戦略の効果について、数字が把握できる広告は、その測定方法と効果額の見込みを、また、数字が把握できない広告は、その広告を展開することの意義や評価の視点などについて記載すること。
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ● 無償掲載可能な広告の活用や自社独自の情報発信手法等も含め、提案限度価格の範囲内において、有益な独自提案があれば記載すること。

2 提出書類

- (1) 企画提案書鏡（様式第4号） 1部
- (2) 企画提案内容がわかる書類 10部
※ 「1 提案内容」について、日本工業規格 A4 片面印刷、20 ページ以内で作成すること（縦横は不問）。
- (3) 参考見積書（様式任意） 1部
※ (2)に記載した広告費の内訳や業務手数料などの必要経費について、提案限度価格の範囲内で見積書を作成し、提出すること。なお、受託候補者に決定した事業者に対しては、契約締結に当たり、改めて見積書の提出を求めることとする。

3 作成上の注意事項

審査の公平性を保つため、企画提案者が直接的に特定される情報（社名・ロゴ等）は掲載しないこと。なお、審査に当たって提案者名を判定可能な記述がある場合は当該部分を黒塗りして審査を行うので、その旨あらかじめ了承すること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年5月7日（水曜日） 午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。
ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。
 - ア 提出書類 質疑書（様式第5号）
 - イ 提出期間 令和7年5月2日（金曜日） 正午まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ
 - エ 提出方法 電子メールにより提出すること
- (2) (1)の回答方法は、本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 第9に定める審査会を欠席した場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、徳島市ふるさと納税 PR 業務プロポーザル方式選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション審査

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を次のとおり行う。

- (1) 実施方法
 - ア 1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は質疑も含めて計25分（プレゼン10分、質疑応答15分）とする。
 - イ 企画提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
 - ウ 審査会場への入室可能人数は、補助者を含めて1社あたり3人までとする。
 - エ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。
- (2) 実施日時及び場所
第5で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

3 評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、評価基準書に掲げる各項目に対して評価を行う。

4 受託候補者の特定

審査会において、3の評価基準により、各審査委員の評価点を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、最低基準点は50点×5人＝250点とする。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかにすべての企画提案者に対して、審査結果通知書（様式第6号）により次の事項を通知する。

- ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 企画提案者
 - エ 受託候補者の特定理由
 - オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和7年5月19日（月曜日） 午後5時
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年5月20日（火曜日）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	日時
公募開始（公告日）	令和7年4月7日（月曜日）
参加表明書の提出	令和7年4月21日（月曜日） 午後5時まで
参加資格要件確認結果の通知	令和7年4月23日（水曜日） 予定
質問書の提出	令和7年5月2日（金曜日） 正午まで
企画提案書の提出	令和7年5月7日（水曜日） 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年5月14日（水曜日） 午前 予定
企画提案書審査結果の通知	令和7年5月15日（木曜日） 予定
契約締結	令和7年5月21日（水曜日） 予定

第12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 本プロポーザルに参加を希望する者又は企画提案者が1者の場合でも審査は実施する。